

## 令和5年度 武雄市行政放送動画制作業務仕様書

### 1 業務名称

令和5年度 武雄市行政放送動画制作業務

### 2 業務委託期間

令和5年4月1日より令和6年3月31日又は業務完了日のいずれか早い日まで（ただし、業者決定後、令和5年3月31日までの間は、業務開始に係る準備（引継）期間とする。準備期間の経費は、事業者の負担とする。）

### 3 業務内容

武雄市からの行政情報を効果的に情報発信することを目的に、ケーブルテレビ各社で放送する「市役所だより」（15分番組）の撮影・編集・構成を行う。

また、市や市民、各種団体のイベント告知等の動画を撮影・編集し情報発信を行う。

### 4 番組内容（制作するコンテンツの種類）

#### ○通常コンテンツ

- ・番組オープニング：市から提供する動画（原則固定）
- ・ニュース：武雄市内で開催された行事やイベントなどの様子を伝えるコーナー。取材した映像の編集、ナレーション収録。
- ・お知らせ：市職員が出演しイベントや各種事業の情報を伝えるコーナーの収録・編集。
- ・特設コーナー：移住や食育、競輪事業など特定のテーマについて啓発を行うコーナー。  
対象者（市職員以外を含む）への取材、編集（テロップ）、ナレーション収録。市から提供する動画をそのまま組み込む場合もある。
- ・その他：新型コロナウイルス感染症関係データの静止画、その他CMなど（15分番組とするための調整用）

#### ○議会コンテンツ

- ・一般質問：議会開会にあわせ通告される一般質問の内容を伝えるコーナー。市から提供するテキストデータをもとに編集する。議会日程により放送日が決定するため、差し替えを行い再納品する。

#### ○緊急コンテンツ

- ・災害や感染症の拡大等などに関する緊急情報。該当する事象が発生した場合は、市と協議し撮影・編集等の役割分担を行った上で、双方協力してコンテンツを作成し、再度納品を行う。

### 5 成果品

- (1) ケーブルテレビ用の「市役所だより」の動画（15分）
  - (2) Facebook用の「市役所だより」の各コーナーの動画データ
  - (3) サイネージ等で使用する「市役所だより」「市民や各種団体のイベント告知等」動画
- ※ 成果物の著作権はいずれも武雄市に帰属する。

## 6 納品日

- ・ 5の(1)について

原則、毎週金曜日（金曜日が休日・祝日の場合は前営業日）にケーブルテレビ各社が指定する方法で納品する。ただし、週の途中で変更が必要な場合は、広報課が指定する日に納品する。

- ・ 5の(2)、(3)について

広報課が指定する日までに広報課が指定する方法で納品する。

## 7 納品までの工程

①市役所にて、毎週月曜日と木曜日の午前10時から12時に打合せ・撮影を行う。

※双方の協議により変更する場合がある。

②編集後は、youtubeに限定公開でアップロードし、URLを広報課へ提供、広報課より関係部署へURLを送付し確認を行う。

③広報課内の確認作業は、Facebookのグループ内で共有して行う。

④翌週放送分の構成（番組表）をFacebookのグループ内で共有して行う。

## 8 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の書類を提出すること。

- (1) 委託業務完了届

## 9 その他

(1) 撮影内容については、原則、広報課より依頼するものとする。

(2) 実際の撮影については、依頼元（各担当部署等）と協議・確認の上実施すること。